

高年齢者の雇用環境等を整備したい

65歳超雇用推進助成金

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用環境の整備等を行う事業主に対し、助成します。

対象者

雇用保険適用事業所の事業主

※要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

内容

(1) 65歳超継続雇用促進コース

■ 助成内容

高年齢者の安定した雇用の確保のための定年引上げ等の措置 (①65歳以上への定年の引上げ、②定年の定め廃止、③希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入) を実施した事業主に対して助成します。

■ 支給額

【65歳以上への定年引上げ】 【定年の定め廃止】 () は引上げ幅

60歳以上 被保険者数 (*)	措置内容	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定め の廃止
		(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人		10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人		25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上		30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】 () は引上げ幅

60歳以上 被保険者数 (*)	措置内容	66～69歳まで		70歳以上	
		(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人		5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人		15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上		20万円	80万円	25万円	100万円

★定年引上げと、継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合の支給額は、いずれか高い額のみとなります。

(*) 対象となる60歳以上被保険者については、当該事業主に1年以上継続して雇用されている者であって、短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除き、期間の定めのない労働契約を締結する労働者または定年後に継続雇用制度により引き続き雇用されている者に限ります。

(2) 高齢者無期雇用転換コース

■ 助成内容

50歳以上で定年年齢（65歳以上である場合は64歳）未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成します。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）

■ 支給額

・ 1人あたりの助成額は以下のとおりです。

	【助成単価】 中小企業	【助成単価】 中小企業以外
高齢者無期雇用転換コース	48万円	38万円
高齢者無期雇用転換コース (生産性要件※を満たす場合のみ)	60万円	48万円

※生産性要件について

生産性要件の算定方法については、以下の厚生労働省ホームページをご参照ください。

「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割り増しされます」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

(3) 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

■ 助成内容

高齢者の雇用管理制度を整備するための措置（高齢者雇用管理整備措置）を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。

■ 支給額

支給対象経費（注1）の60%《75%》、ただし中小企業事業主以外は45%《60%》
（《 》内は、生産性要件を満たす場合）

（注1）措置の実施に必要な専門家への委託費、コンサルタントとの相談経費

活用方法

制度の詳細については、下記の機関へお問い合わせください。

お問い合わせ先

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課

TEL：092-718-1310 URL：<http://www.jeed.or.jp/elderly/subsidy/index.html>